

# 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価に関する補足資料

## <補足資料内容>

55. 動植物の調査方法、調査地点について
56. 農業振興地区の生態系機能を踏まえた予測評価について
57. 大門川の暗渠化による影響等について
58. 桜並木の景観について（継続）
59. 鎌倉古道の一部改変に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響について（継続）
60. 盛土の高さについて
61. 調整池4を地上式とした場合の影響について
62. 公益的施設用地における防災機能について

令和3年11月

横浜市



## 55. 動植物の調査方法、調査地点について

動物の調査手法については、事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成11年11月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成23年6月）を参考に選定し、方法書及び準備書に示すとおり実施しました。

調査にあたっては、文献調査等の事前調査により把握した環境条件及び生息・生育が想定される動物・植物の確認に十分留意するとともに、調査方法や調査地点等については、平成31年1月、4月、令和2年6月に実施した有識者ヒアリングを踏まえて、設定しました。

動物の踏査ルートは、動物の生息状況を把握できるように調査範囲内を網羅的に踏査することを基本に、分類群ごとの生息好適環境を踏まえ、効率的なルートを設定しました。また、調査地点は、調査地域の環境条件や調査結果を踏まえ、代表的な環境であると考えられる地点に設定しました。

植物の踏査ルートは、調査範囲内を網羅的に踏査することを基本に、林内・林縁部、河川、草地、低地の水田周辺等において重要種が確認される可能性が高いと考えられたことから、これらの環境に着目して調査を実施しました。

準備書の作成にあたっては、第14回審査会（令和3年10月27日）で意見陳述をされた市民団体の方々に、令和2年10月には活動内容や瀬谷の環境、確認された動植物等について情報をいただくとともに、11月には相沢川周辺を中心に現地を案内いただきました。

その結果からも、調査方法や調査地点については問題ないと考えたため、準備書を作成し、有識者からのヒアリング内容として、準備書表8.3-1（p.8-80～82）、表9.10-30(1)～(5)（p.9.10-94～98）及び表9.11-14（p.9.11-33）に記載し、市民団体からのヒアリング内容として、準備書表9.10-30(6)（p.9.10-99）に記載しています。

調査は方法書に記載した内容を踏まえて適切に実施したと考えていますが、意見陳述人から提供された種（写真）のうち、これまでに実施した現地調査で確認されていない種も対象事業実施区域及びその周辺に生息・生育する可能性があるかと認識しています。今後の事後調査において、意見陳述人から提供された種にも留意して工事中に調査を実施するとともに、意見陳述人から提供されて調査で確認されていない重要な種が確認された場合には、準備書に示した環境保全措置により適切に対応します。

意見陳述人より写真及び確認位置の情報提供があった哺乳類、鳥類、両生類及び爬虫類、底生動物、植物の調査方法及び調査地点の考え方は次ページ以降に示すとおりです。

また、意見陳述人より提供された環境の写真撮影位置は、図55-8に示すとおりで、動植物の踏査ルートに含まれています。

①哺乳類

哺乳類の現地調査は、準備書 表 9.10-1 (p.9.10-1) に示すとおり、任意観察及びフィールドサイン法、トラップ法、無人撮影法、夜間調査により実施しました。

トラップ法及び無人撮影法の調査地点と選定理由は、表 55-1 及び図 55-1 に示すとおりです。

調査にあたっては、以下の環境において重要な種が確認される可能性が高いと考えられるため、これらの環境に着目して調査を実施しました。

○市民の森から連続する樹林及び調査地内に点在する広葉樹林の林内、林縁部（キツネ・イタチ等）、樹林及び囲障区域建物周辺（コウモリ類）

○畑地及び周辺の高径草地（モグラ・カヤネズミ・ハタネズミ）

カヤネズミについては、調査範囲内に畑地及び周辺の高茎草地がみられることから、確認される可能性が高いと考え、任意に調査を実施しました。調査方法は、任意観察法によるフィールドサイン（球巣）の確認をしましたが、現地調査では確認されませんでした。

なお、評価書にカヤネズミに留意して調査を実施した旨、記載します。

表 55-1 調査地点の選定理由(哺乳類)

調査地点	位置・環境	選定理由
哺乳類 1	対象事業実施区域北側 耕作地・湿地	対象事業実施区域北側の耕作地・草地・湿地の分布する調査地点であり、近傍には相沢川が流下している。湿性環境は主に河川沿いの水田及び休耕地が分布している。 調査地域北側の河川周辺の耕作地、谷戸の湿性環境を代表する地点として選定。
哺乳類 2	対象事業実施区域北側 樹林地	対象事業実施区域北側の樹林（落葉広葉樹林）に位置する調査地点であり、対象事業実施区域の樹林のうち、哺乳類の生息環境として比較的良好な環境を形成している樹林であり、調査地域の樹林地を代表する地点として選定。
哺乳類 3	対象事業実施区域西側 耕作地	対象事業実施区域西側の耕作地に位置する調査地点である。 果樹園に近接しており、哺乳類が採餌環境として利用することも考えられる。 調査地域西側の耕作地環境を代表する地点として選定。
哺乳類 4	対象事業実施区域南側 草地	対象事業実施区域南側の草地の分布する地点であり、近傍では植木の栽培等が行われている。 調査地域の草地環境を代表する地点として選定。
哺乳類 5	対象事業実施区域西側 草地	対象事業実施区域西側の草地の広く分布する地点である。 草地が広く分布しており、調査地域の草地環境を代表する地点として選定。
哺乳類 6	対象事業実施区域南東側 樹林	対象事業実施区域南東側の樹林（スギ植林）に位置する地点であり、上瀬谷市民の森と連続した樹林環境を形成している。 調査地域の樹林地を代表する地点として選定。
哺乳類 7	対象事業実施区域北側 囲障区域内	対象事業実施区域北側の旧米軍宿舎の存在する地点である。 宿舎が利用されなくなり、長期間が経過していること、植栽地には草本が繁茂していることから、小・中型哺乳類の生息も考えられる。

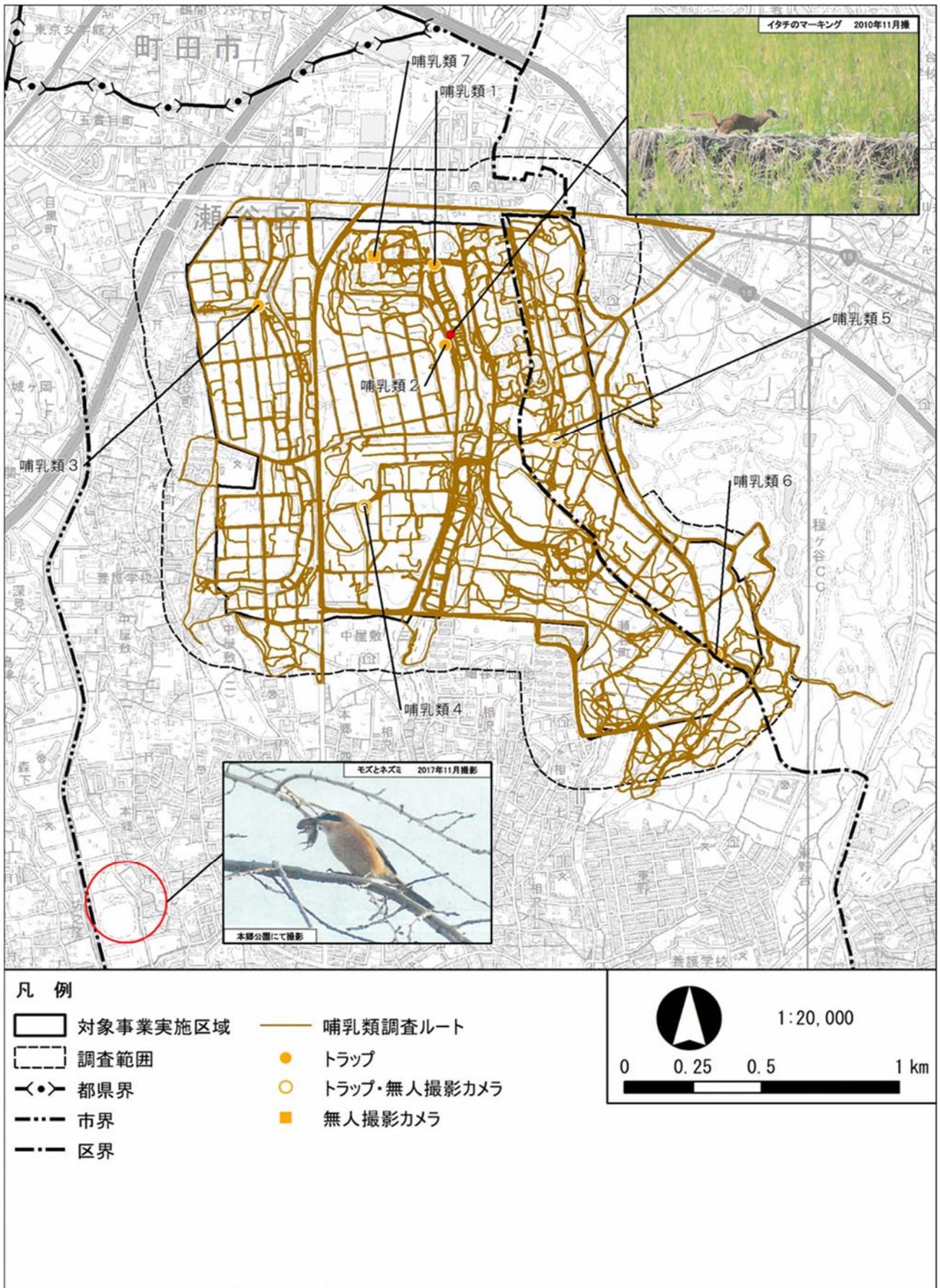


図 55-1 現地調査地点及びルートと意見陳述人提供写真の位置関係(哺乳類)

## ②鳥類

鳥類の現地調査は、準備書 表 9.10-1 (p.9.10-2) に示すとおり、任意観察法、ラインセンサス法、定点観察法、ねぐら調査、夜間調査（フクロウ類・夜行性鳥類）、定点観察法（猛禽類）により実施しました。

ラインセンサスルート、定点調査、猛禽類調査の対象事業実施区域内の調査地点と選定理由は、表 55-2～55-4 及び図 55-2 に示すとおりです。

調査にあたっては、以下の環境において重要な種が確認される可能性が高いと考えられるため、これらの環境に着目して調査を実施しました。

- 市民の森から連続する樹林（猛禽類、フクロウ類、アカハラ等）
- 調査地内に点在する広葉樹林、困障区域内的の樹林（フクロウ類、キビタキ、ツグミ類等）
- 河川沿いの湿地（サギ類、シギ類）
- 畑地等（ヒバリ）
- 畑地周辺及び河川沿いの後継草地（オオヨシキリ、セッカ等）

表 55-2 ラインセンサスルートの選定理由(鳥類)

ルート	選定理由
対象事業実施区域南東ルート	対象事業実施区域南東側を巡回するルートであり、対象事業実施区域に広がる草地、耕作地及び上瀬谷市民の森に続く樹林（スギ植林）を通過する。草地・畑地性鳥類及び平地の樹林性鳥類の確認を主目的として設定。
対象事業実施区域縦断ルート	対象事業実施区域を南北に縦断するルートであり、対象事業実施区域内に点在する樹林（落葉広葉樹）、植栽樹群、河川沿いの水田、耕作地、河川や耕作地脇の高径草地を通過する。水鳥、草地・畑地性鳥類、平地の樹林性鳥類の確認を主目的として設定。
対象事業実施区域西ルート	対象事業実施区域西側を巡回するルートであり、西側に隣接した畑地環境を通過する。畑地性鳥類の確認を主目的として設定。

表 55-3 定点調査地点の選定理由(鳥類)

調査地点	位置	選定理由
一般鳥類 1	対象事業実施区域北側	対象事業実施区域の北側を見渡せる定点であり、定点南側の広葉樹林、河川及び河川沿いの水田・草地、困障区域の樹林に生息する鳥類の確認を主目的として設定。
一般鳥類 2	対象事業実施区域南西側	対象事業実施区域の南西側を見渡せる定点であり、定点南側の畑地、定点西側の草地及び畑地に生息する鳥類の確認を主目的として設定。
一般鳥類 3	対象事業実施区域南東側	対象事業実施区域の南東側及び瀬谷市民の森が見渡せる定点であり、定点西側の草地及び畑地、定点東側の樹林性鳥類の確認を主目的として設定。

表 55-4 猛禽類調査地点の選定理由(鳥類)

調査地点	位置	選定理由
猛禽類 1	対象事業実施区域北側	対象事業実施区域の北側を東西に見渡せる定点であり、定点東側の広葉樹林(繁殖地・餌場)や定点周辺の畑地等(餌場)に出現する猛禽類の確認を主目的として設定。
猛禽類 2	対象事業実施区域南西側	対象事業実施区域の南西側を見渡せる定点であり、定点周辺の畑地、草地等に出現する猛禽類の確認を主目的として設定。
猛禽類 3	対象事業実施区域南東側	対象事業実施区域の南東側及び瀬谷市民の森が見渡せる定点であり、定点西側の草地及び畑地、定点東側の樹林性鳥類の確認を主目的として設定。
猛禽類 4	対象事業実施区域東側	対象事業実施区域の東側及び南側を見渡せる定点であり、定点周辺の草地、畑地及び樹林地、対象事業実施区域外東側の樹林地から出現する猛禽類の確認を主目的として設定。

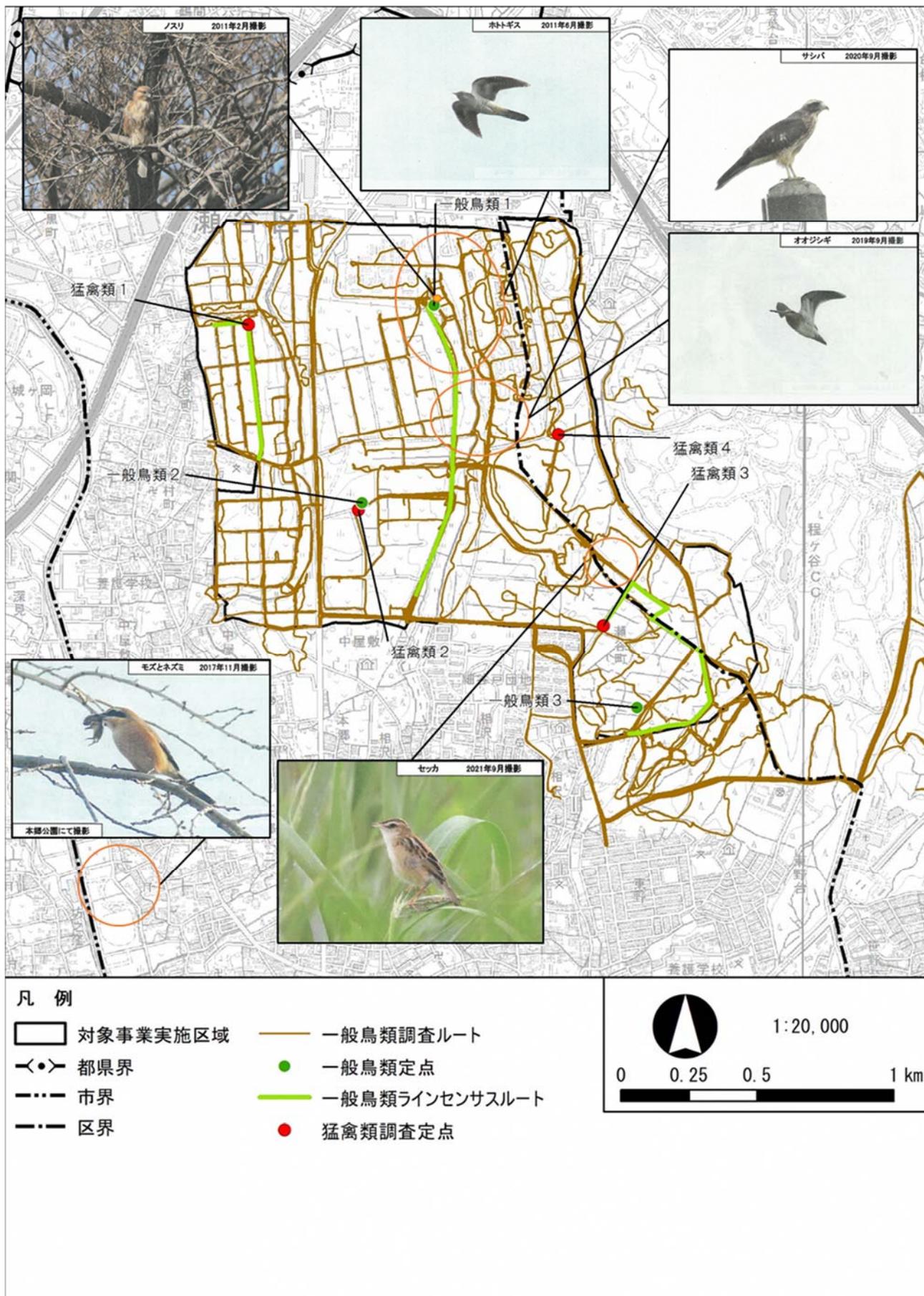


図 55-2 現地調査地点及びルートと意見陳述人提供写真の位置関係(鳥類)

### ③両生類及び爬虫類

両生類及び爬虫類の現地調査は、準備書 表 9.10-1 (p. 9.10-2) に示すとおり、任意観察及び任意採取法、夜間調査により実施しました。

調査にあたっては、以下の環境において重要な種が確認される可能性が高いと考えられるため、これらの環境に着目して調査を実施しました。

- 市民の森から連続する樹林（ニホンアカガエル、ヒキガエル、ヤマカガシ、マムシ等）
- 調査地内に点在する広葉樹林、困障区域内的の樹林（ヒキガエル、アオダイショウ等）
- 河川沿いの水田・湿地（イモリ、トノサマガエル、トウキョウダルマガエル、シマヘビ等）
- 畑地周辺及び河川沿いの後継草地（アオダイショウ等）

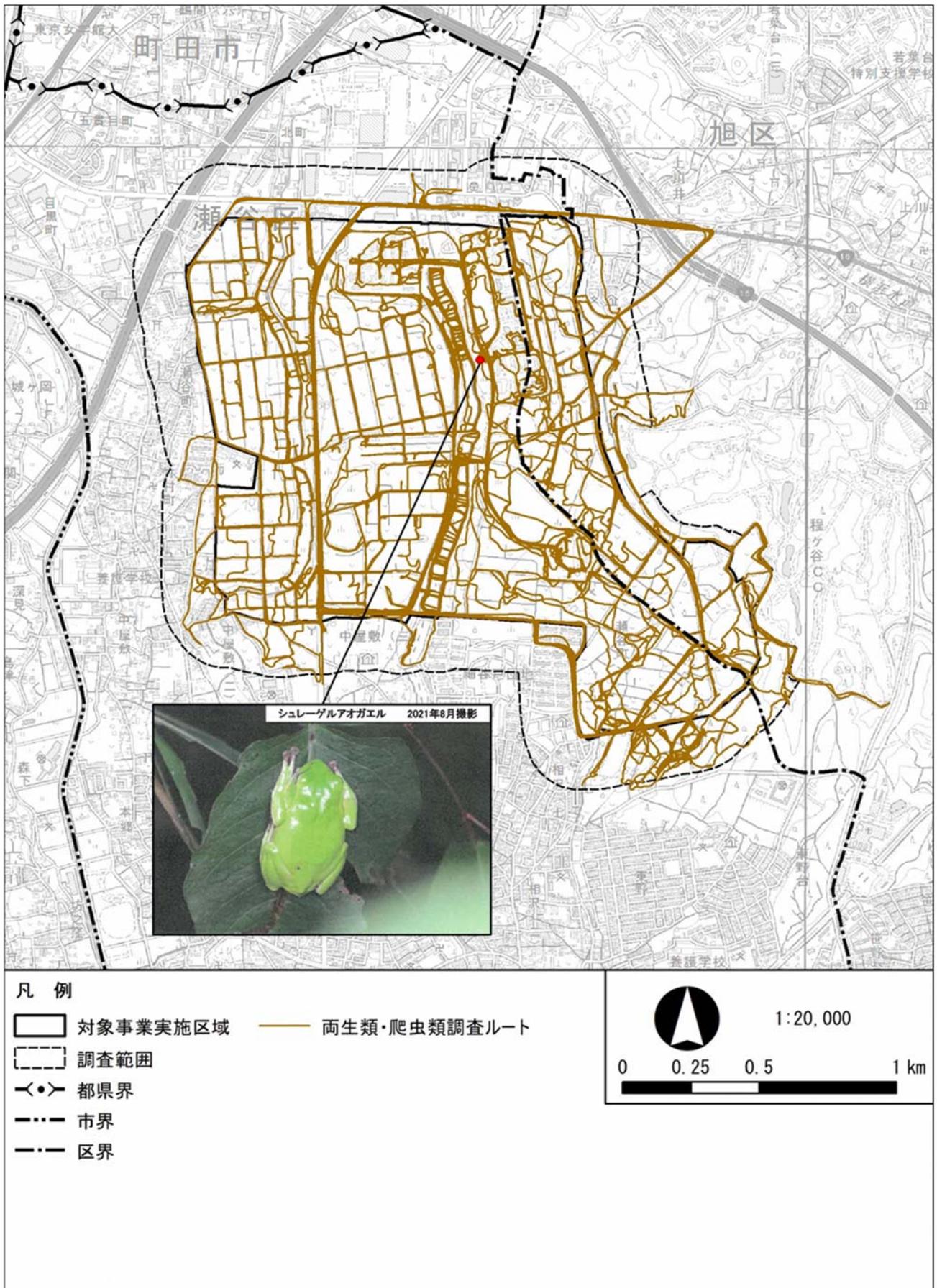


図 55-3 現地調査ルートと意見陳述人提供写真の位置関係(両生類及び爬虫類)

④底生動物

底生動物の現地調査は、準備書 表 9.10-1 (p. 9.10-3) に示すとおり、任意観察法及び任意採取法、定量調査により実施しました。

調査地点と選定理由は、表 55-5 及び図 55-4 に示すとおりです。

調査にあたっては、以下の環境において重要な種が確認される可能性が高いと考えられるため、これらの環境に着目して調査を実施しました。

○河川の緩流域・淀み（ゲンゴロウ類・モノアラガイ等）

○未護岸の比較的水質が良好な水域（ヘイケボタル）・湧水の源流付近（カゲロウ類・カワゲラ類・ゲンジボタル等）

表 55-5 調査地点の選定理由(底生動物)

調査地点	概略位置	選定理由
底生動物 1-1	大門川下流	対象事業実施区域内西側を北から南に流下する河川。調査地域に該当する水域の下流側を代表する地点として選定。調査地域内の水域のほぼ全域が三面張りのコンクリート護岸である。
底生動物 1-2	大門川上流	対象事業実施区域内西側を北から南に流下する河川。調査地域に該当する水域の上流側を代表する地点として選定。調査地域内の水域のほぼ全域が三面張りのコンクリート護岸である。
底生動物 2-1	相沢川下流	対象事業実施区域内東側を北から南に流下する河川。調査地域に該当する水域の下流側を代表する地点として選定。調査地域内の水域のほぼ全域が三面張りのコンクリート護岸である。
底生動物 2-2	相沢川上流	対象事業実施区域内東側を北から南に流下する河川。調査地域に該当する水域の上流側（水門より上流）を代表する地点として選定。調査地域内の水域のほぼ全域が三面張りのコンクリート護岸である。
底生動物 3-1	和泉川 源流部西	対象事業実施区域南東側の和泉川源流域のうち、西側にあたる水域である。 河川は護岸されておらず、比較的良好な自然環境である。
底生動物 3-2	和泉川 源流部東	対象事業実施区域南東側の和泉川源流域のうち、東側にあたる水域である。 河川は護岸されていないが、河川流量は少ない。
底生動物 4	堀谷戸川	対象事業実施区域の東側（計画地外：計画地から 200m 以内）を流下する河川。 三面張りのコンクリート護岸であり、水量も比較的少ない。

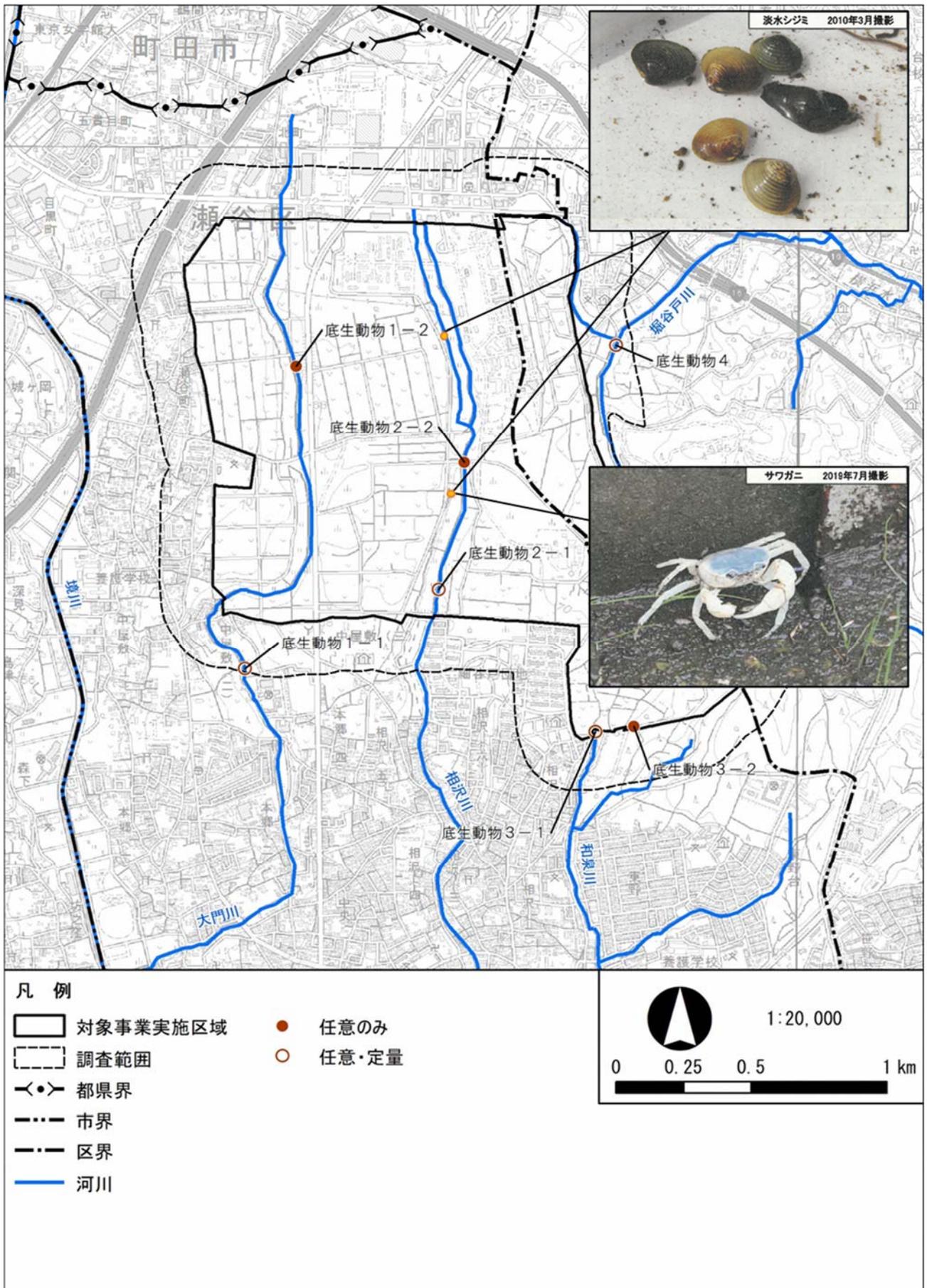


図 55-4 現地調査地点と意見陳述人提供写真の位置関係(底生動物)

### ⑤植物

植物（植物相）の現地調査は、準備書 表 9.11-1 (p.9.10-1) に示すとおり、維管束植物、付着藻類、蘚苔類及び植物群落について実施しました。調査方法は、主に任意観察及び採取により実施し、付着藻類については定量採集も実施しました。

維管束植物の現地調査ルートは、図 55-5 に示すとおりです。

調査にあたっては、以下の環境において重要な種が確認される可能性が高いと考えられるため、これらの環境に着目して調査を実施しました。

- 林内、林縁部（ラン科植物、フクジュソウ等）
- 河川（抽水植物・湿性植物）
- 草地（スゲ・イネ科植物）
- 低地の水田周辺（ミゾコウジュ等水田雑草）

付着藻類の調査地点と選定理由は、表 55-6、図 55-5 及び図 55-7 に示すとおりです。

調査にあたっては、以下の環境において重要な種が確認される可能性が高いと考えられるため、これらの環境に着目して調査を実施しました。

- 河川源流部の湧水（和泉川・相沢川等）（カワモズク等の大型紅藻類）

表 55-6 調査地点の選定理由(付着藻類)

調査地点	位置	選定理由
付着藻類 1	大門川 下流	対象事業実施区域内西側を北から南に流下する河川。 調査地域に該当する水域を代表する地点として選定。 調査地域内の水域のほぼ全域が三面張りのコンクリート護岸である。
付着藻類 2	相沢川 下流	対象事業実施区域内東側を北から南に流下する河川。 調査地域に該当する水域を代表する地点として選定。 調査地域内の水域のほぼ全域が三面張りのコンクリート護岸である。
付着藻類 3	和泉川 源流部西	対象事業実施区域南東側の和泉川源流域のうち、西側にあたる水域である。 河川は護岸されておらず、比較的良好な自然環境である。
付着藻類 4	堀谷戸川	対象事業実施区域の東側（対象事業実施区域外：対象事業実施区域から 200m 以内）を流下する河川。 三面張りのコンクリート護岸であり、水量も比較的少ない。

蘚苔類の現地調査ルートは、図 55-5 に示すとおりです。

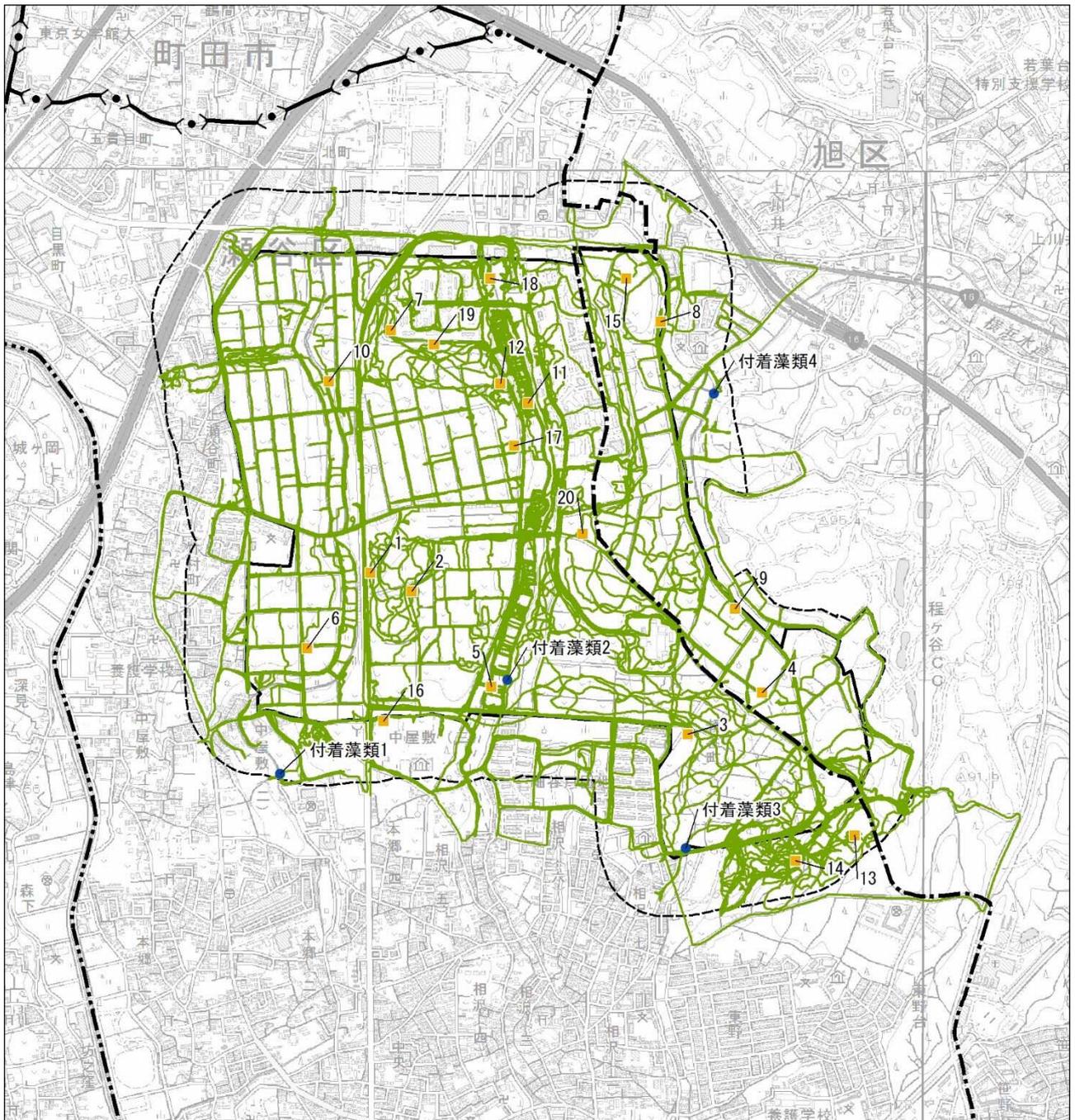
調査にあたっては、以下の環境において重要な種が確認される可能性が高いと考えられるため、これらの環境に着目して調査を実施しました。

- 日当たりの少ない湿潤な樹林地（蘚苔類生育の好適環境）
- 水田・ため池の周辺（同上）
- 農薬等の流入のない湿地（止水環境）（イチョウウキゴケ）

植物群落の調査地点は、図 55-5 及び図 55-7 に示すとおりです。

植物群落の現地調査は、準備書 表 9.11-2 (p.9.10-1) に示すとおり、植物社会学的手法により実施し、調査地点は、既存の現存植生図及び航空写真等から、相観的な植物群落を区分し、これらの植生区分毎に、一定の方形枠(コドラート)を 1～数カ所設定しました。現地調査結果より作成した現存植生図は、図 55-6 に示すとおりです。

上記の調査より、重要な種が確認された現地での環境を水田、河川、休耕田、草地、樹林等に分類し、影響予測を行っています。



凡例

- |  |   |
|--|---|
|  対象事業実施区域 |  植物踏査ルート     |
|  調査範囲     |  植物群落(コドラート) |
|  都県界      |  付着藻類(任意・定量) |
|  市界       |   |
|  区界       |   |

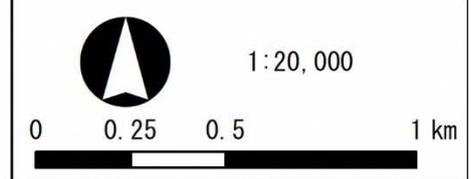
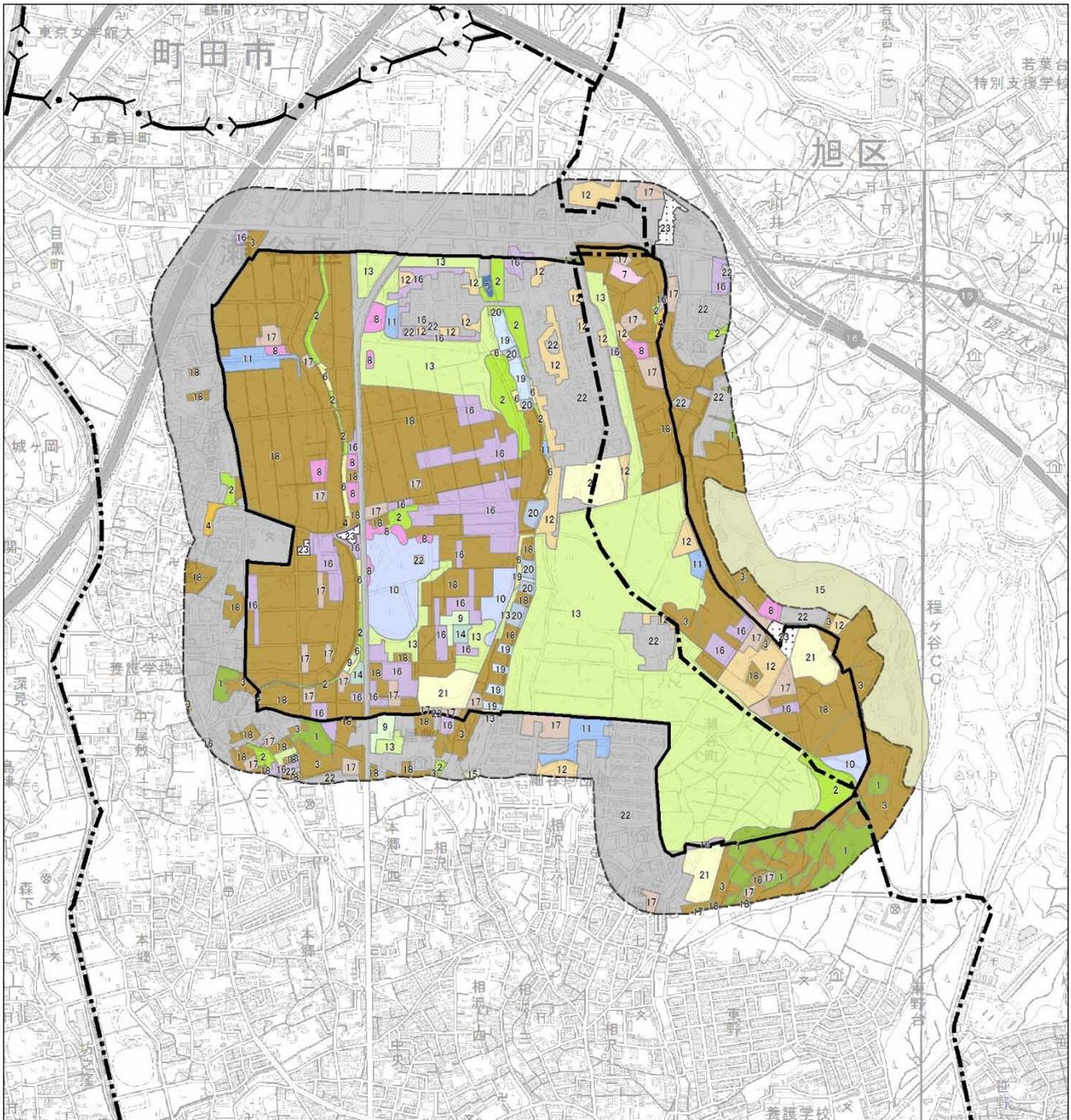


図 55-5 現地調査地点及び踏査ルート(植物)



凡例

- |          |                 |                  |
|----------|-----------------|------------------|
| 対象事業実施区域 | 1. コナラ群落        | 13. メヒシパーエノログサ群落 |
| 調査範囲     | 2. ムクノキ-エノキ群落   | 14. シバ草地         |
| 都県界      | 3. スギ・ヒノキ植林     | 15. ゴルフ場         |
| 市界       | 4. 竹林           | 16. 植栽樹群         |
| 区界       | 5. ヤナギ低木群落      | 17. 果樹園          |
|          | 6. アズマネザサ群落     | 18. 畑地           |
|          | 7. ススキ群落        | 19. 水田           |
|          | 8. セイタカアワダチソウ群落 | 20. 休耕地          |
|          | 9. ヒメムカシヨモギ群落   | 21. グラウンド        |
|          | 10. イネ科草本群落     | 22. 人工構造物        |
|          | 11. オギ群落        | 23. 造成地          |
|          | 12. チガヤ群落       |                  |

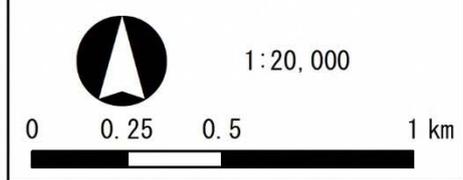


図 55-6 現存植生図

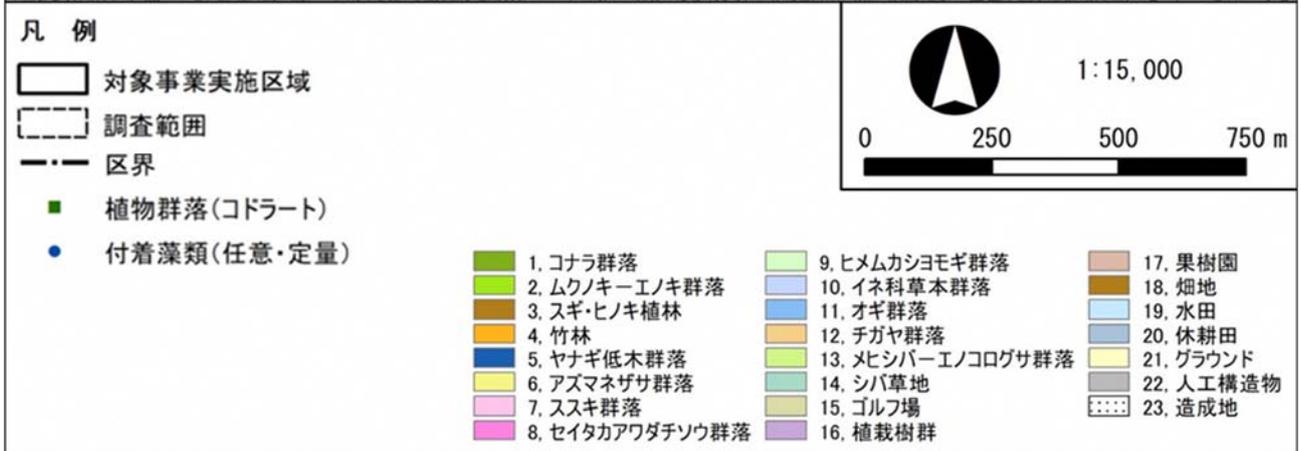
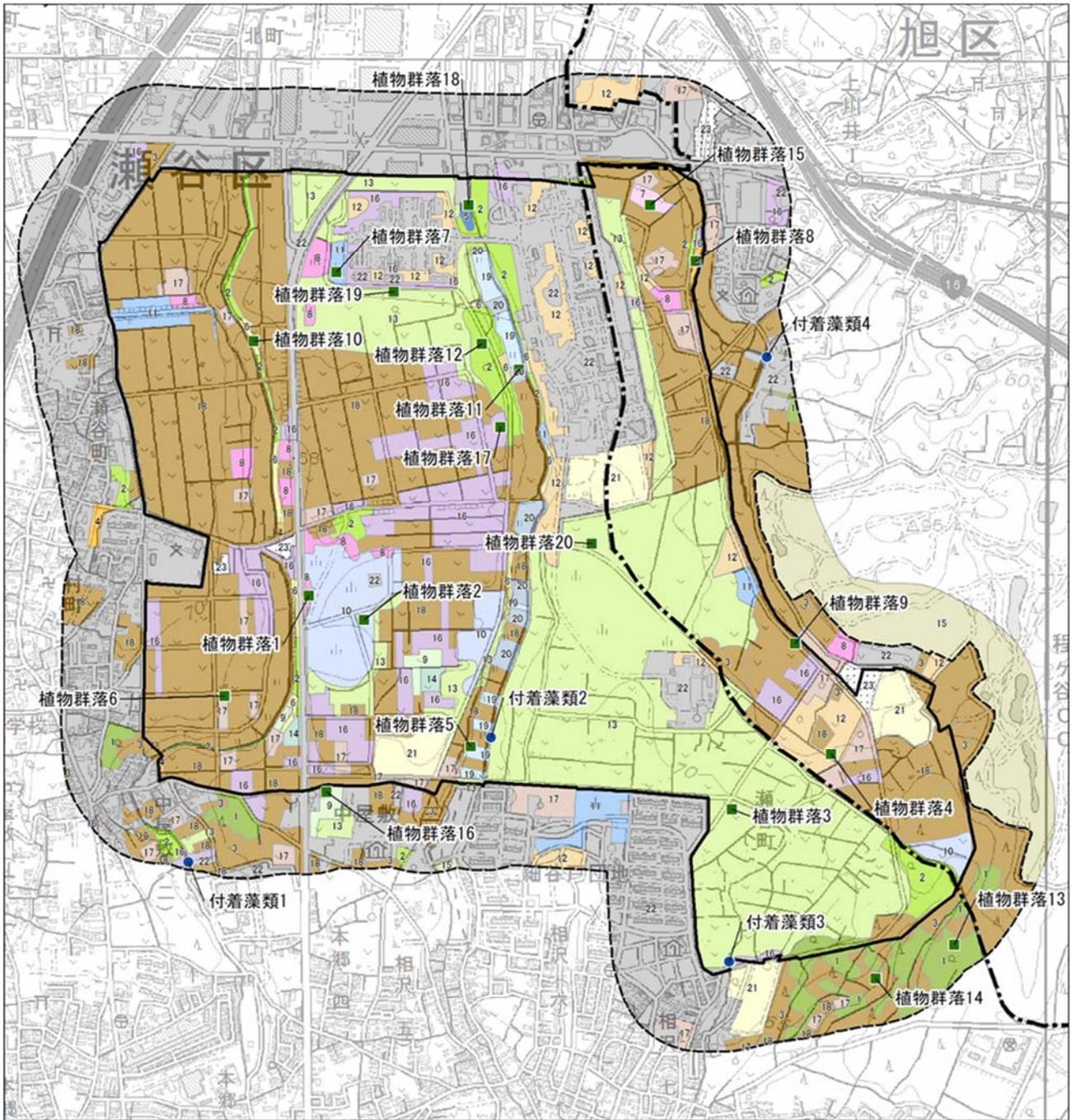


図 55-7 植物調査地点と現存植生図の重ね合わせ図

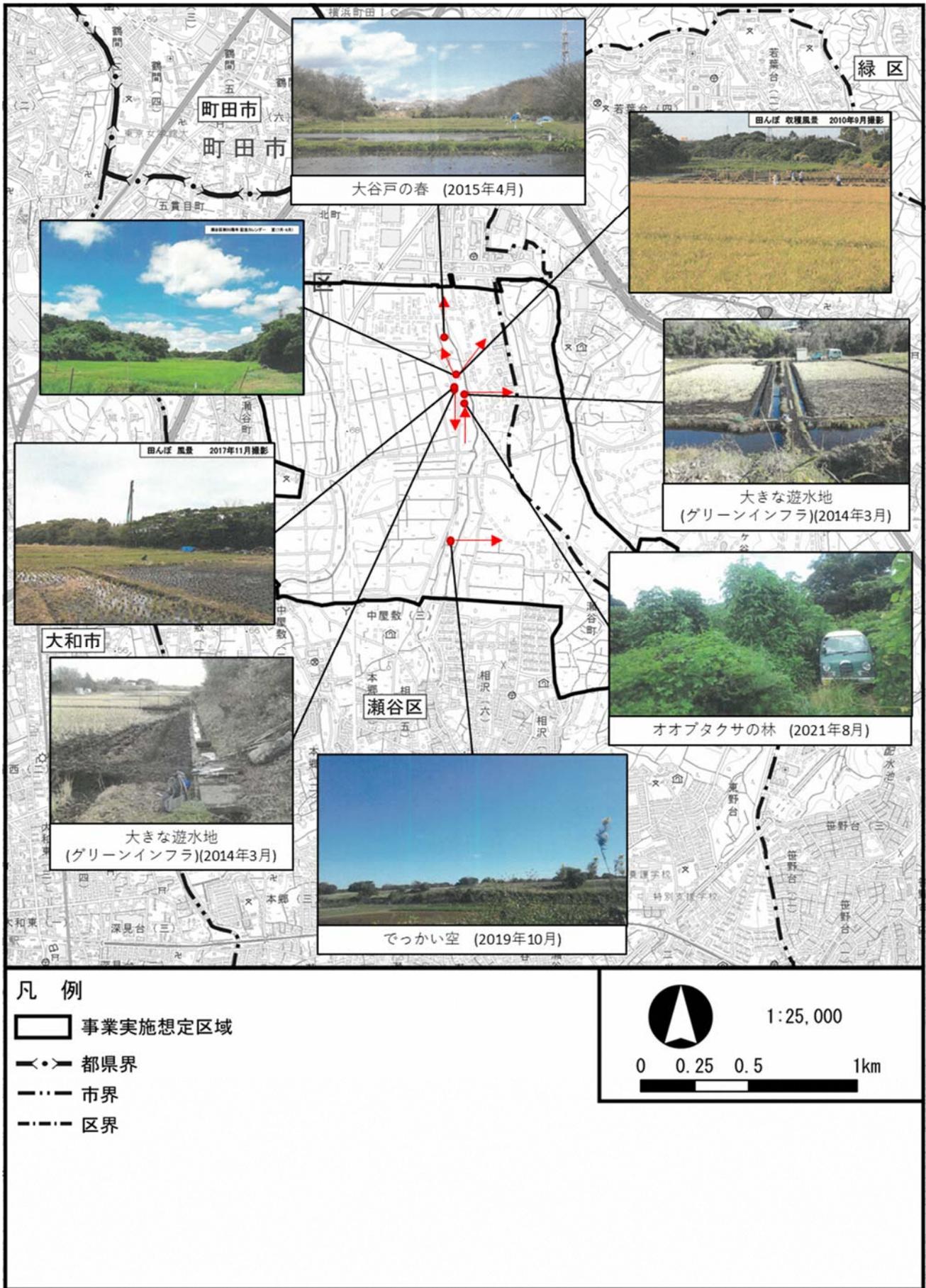


図 55-8 意見陳述人提供写真の撮影位置（環境）

## 56. 農業振興地区の生態系機能を踏まえた予測評価について

第15回審査会（令和3年11月11日）の補足資料48でお示した写真48-1に記載した擁壁は、道路と農地の境に土留めのために設置するものです。

農業振興地区の生態系機能については、第10回審査会（令和3年8月31日）の補足資料23及び第12回審査会（令和3年9月30日）の補足資料33でご説明したとおり、本事業が土地区画整理事業という特性上、具体的な農業振興地区の土地利用が決まっていますが、畦道等の農地間の空間や、農道と農地間の空間等は、農耕地周辺に生息する種にとって生息環境の代償となり得るような整備が行えるよう、地権者と調整を図りながら検討していきます。

また、農業振興地区内の草地環境を周辺緑地と有機的に繋げられるように整備し、地域個体群の維持に努めます。

上記を踏まえて、以下のとおり、評価書に記載します。（準備書から変更する部分は、破線を引いた箇所になります。また、見出し番号、図番号、表番号、ページ数等は、準備書で使用した物を記載していますので、評価書では変わる可能性があります。）

### 9.10.2 予測及び評価の結果

#### (2) 環境保全措置の検討

##### ②環境保全措置の検討の状況

表9.10-44(2) 環境保全措置の検討の状況（動物）

保全対象種	環境保全措置	実施の適否	適否の理由
モズ、カワラヒワ、アオジ、フクロウ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、クツワムシ、ミナミトゲヘリカメムシ、コシロシタバ	周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出	適	周辺の緑との連続性や生物の移動、生物の生息・生育環境の繋がりに配慮して、できる限り緑地の創出を行います。また、緑化には周辺樹林に生育する種から選定した樹種を植栽することから、適正な環境保全措置と考えて採用します。

##### ③環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他の環境への影響

表9.10-45(4) 環境保全措置の実施の内容（敷地の存在（土地の改変）－重要な種及び注目すべき生息地）

影響要因	保全対象種	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
				内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	モズ、カワラヒワ、アオジ、フクロウ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、クツワムシ、ミナミトゲヘリカメムシ、コシロシタバ	重要な種の生息環境への影響	緑地及び地形の保全	周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出	周辺の緑との連続性や生物の移動、生物の生息・生育環境の繋がりに配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種の生息環境への影響の低減が見込まれます。	代償	事業者	なし	なし

## 57. 大門川の暗渠化による影響等について

第12回審査会（令和3年9月30日）の補足資料31でお示しした内容を踏まえて、大門川の暗渠化による影響等について、評価書に次のとおり記載します。（準備書から変更する部分は、破線を引いた箇所になります。また、見出し番号、図番号、表番号、ページ数等は、準備書で使用した物を記載していますので、評価書では変わる可能性があります。）

なお、評価書では相沢川の暗渠化による影響についても記載しますが、補足資料上は大門川に係る内容を記載しています。

### 9.4.3 予測及び評価の結果（水の汚れ）

#### (1) 予測

##### ③ 予測対象時期

「9.4.2 予測及び評価の結果（水の濁り）」と同じ時期及び河川の暗渠化に係る工事完了時としました。

##### ④ 予測方法（以下の文章を追記します。）

河川の暗渠化による影響については、藻類による酸素供給の視点を踏まえ、水の濁りへの影響も含め、定性的に予測しました。

##### ⑤ 予測結果

#### イ. 予測結果（以下の文章を追記します。）

都市計画対象事業の実施に伴い、大門川が暗渠化された場合、藻類による酸素供給ができなくなるため、好気性細菌による浄化機能は低下すると思われま

#### a 大門川について

大門川については、北町の工場地帯を流下してから対象事業実施区域内に入ることもあり、令和元年度の現地調査時の観測では、上流側（対象事業実施区域の北端部付近）では、豊水期、渇水期ともにBODや全亜鉛について環境基準値を超過しています。また、上流側の水質調査地点付近には川底に土砂が堆積しており、降雨がない場合においても水の濁りが目視で確認できる場合があります（表9.4-5（2）参照）。また、上流側の水質が悪いこともあり、pHを除くほぼ全ての水質項目で上流側よりも下流側の水質は良好となっており、濁り成分の沈降、吸着に加えて、下流側でBODが低下し、DOが上昇していることを踏まえると、川底の藻類等の光合成による酸素供給及び河床の従属栄養の好気性菌類（生物膜）による水質浄化機能を有していると考えられます。

水の汚れについては、上流側の工場地帯の排水がその要因になっていると考えられますが、暗渠化により、対象事業実施区域内におけるこれらの水の汚れの浄化機能は低下するものと思われま

一方、水の濁りについては、大門川上流側の水質調査地点である「水質1」(P. 9. 4-5 (図 9. 4-1) 参照) 付近において非耕作期にその周辺の農耕地が裸地状態になり、大門川に土砂が流れ込みやすくなっている状況であるため、暗渠化に併せて、暗渠入口周辺の舗装や土砂流出防止柵設置等により、「水質1」付近における河川への土砂流入を防ぐことで、水の濁りなどが低減されると考えられます。

#### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、アルカリ排水の処理や造成工事に先立って汚染土壌の拡散防止のための措置が講じられることを前提としたものですが、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測の不確実性はあると考えられます。また、暗渠化による影響についても、不確実性があると考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査を表 9. 4-22 に示すように実施します。

なお、事後調査の結果、環境基準に適合しない結果となった場合など、都市計画対象事業による著しい影響がみられた場合は、多岐にわたる環境保全措置から当該汚染の状況を踏まえて効果的な対策を選定し、講じるものとします。

表 9. 4-22 事後調査の項目等 (水の汚れ)

環境影響評価項目			事後調査の 時期及び頻度	事後調査を行う こととした理由	事後調査の項目	事後調査の手法
環境要素	影響要因					
水 環 境	水 質 — 水 の 汚 れ	雨水の排水	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とします。	予測結果に不確実性を伴うため。	「水質汚濁に係る環境基準について」別表1に掲げる27項目、及び同別表2の1(1)河川(湖沼を除く。)に掲げる8項目、電気伝導率等、並びにダイオキシン類	現地調査による確認。

また、大門川の流量については、準備書の表 9. 7-4 (P. 9. 7-5) に記載したとおり、豊水期、渇水期ともに上流よりも下流で流量が多くなっています。

表 9. 7-4 河川流量の現地調査結果

単位：m<sup>3</sup>/s

時期 \ 地点	水質1 大門川 上流	水質2 大門川 下流	水質3 相沢川 上流	水質4 相沢川 下流	水質5 堀谷戸川	水質6 和泉川
	豊水期	0.0163	0.0214	0.0071	0.0434	0.0144
渇水期	0.0078	0.0166	0.0076	0.0262	0.0080	0.0023
降雨時1	0.2233	0.3329	0.0499	0.1813	0.0304	0.0110
降雨時2	3.0371	2.4686	0.4459	0.0851	0.4153	0.0608

また、準備書の表 9.7-11 (P.9.7-13) に記載しているとおり、事後調査を行うとともに、第 10 回審査会 (令和 3 年 8 月 31 日) の補足説明資料 26 でお示ししたとおり、準備書の現地調査を行った地点において、10mm 程度以上の降雨時に年間 4 回の測定を行うとともに、仮設調整池出口における放流量について連続的なデータを収集することでモニタリングを行うこととします。

なお、審査会でお示ししたモニタリングを実施する項目等については、評価書に記載します。

表 9.7-11 事後調査の項目等 (河川の形態、流量)

環境影響評価項目		事後調査の 時期及び頻度	事後調査を行うこと とした理由	事後調査の項目	事後調査の手法	
環境要素	影響要因					
水環境	その他の水環境 — 河川の形態・流量	敷地の存在 (土地の改変)	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とします。	環境保全措置の効果の程度を定量的に把握するため。	河川の流量	水質の事後調査に合わせて現地調査により確認。

## 58. 桜並木の景観について（継続）

準備書の審査において、「遠方から見た海軍道路の桜並木の評価を行った方が良い。」というご指摘を受け、評価書では次のとおり記載します。（準備書から変更する部分は、波線を引いた箇所になります。また、見出し番号、図番号、表番号、ページ数等は、準備書で使用した物を記載していますので、評価書では変わる可能性があります。）

### 9.13.1 調査結果の概要

#### (3) 調査地域・調査地点

##### ②調査地点

##### ウ. 主要な眺望景観、圍繞景観の状況

##### b. 現地調査（P. 9.13-3）

都市計画対象事業の環境影響評価方法書において、現地調査地点として記載された表 9.13-4 の 14 地点は、現地踏査により No. 1 「瀬谷市民の森」以外は対象事業実施区域を視認できませんでした。よって、対象事業実施区域が視認でき、かつ不特定多数の人が集まると想定される表 9.13-5 に示す 7 地点 を現地調査地点として追加しました。現地調査地点の位置は、図 9.13-1(1) に示すとおりです。

表 9.13-1 現地調査地点（追加分）

No.	名称	No.	名称
①	瀬谷市民の森	⑤	竹村町公園
②	瀬谷みはらし公園	⑥	上瀬谷町東公園
③	中屋敷三丁目公園	⑦	<u>瀬谷区上瀬谷町</u>
④	本郷四丁目第二公園		

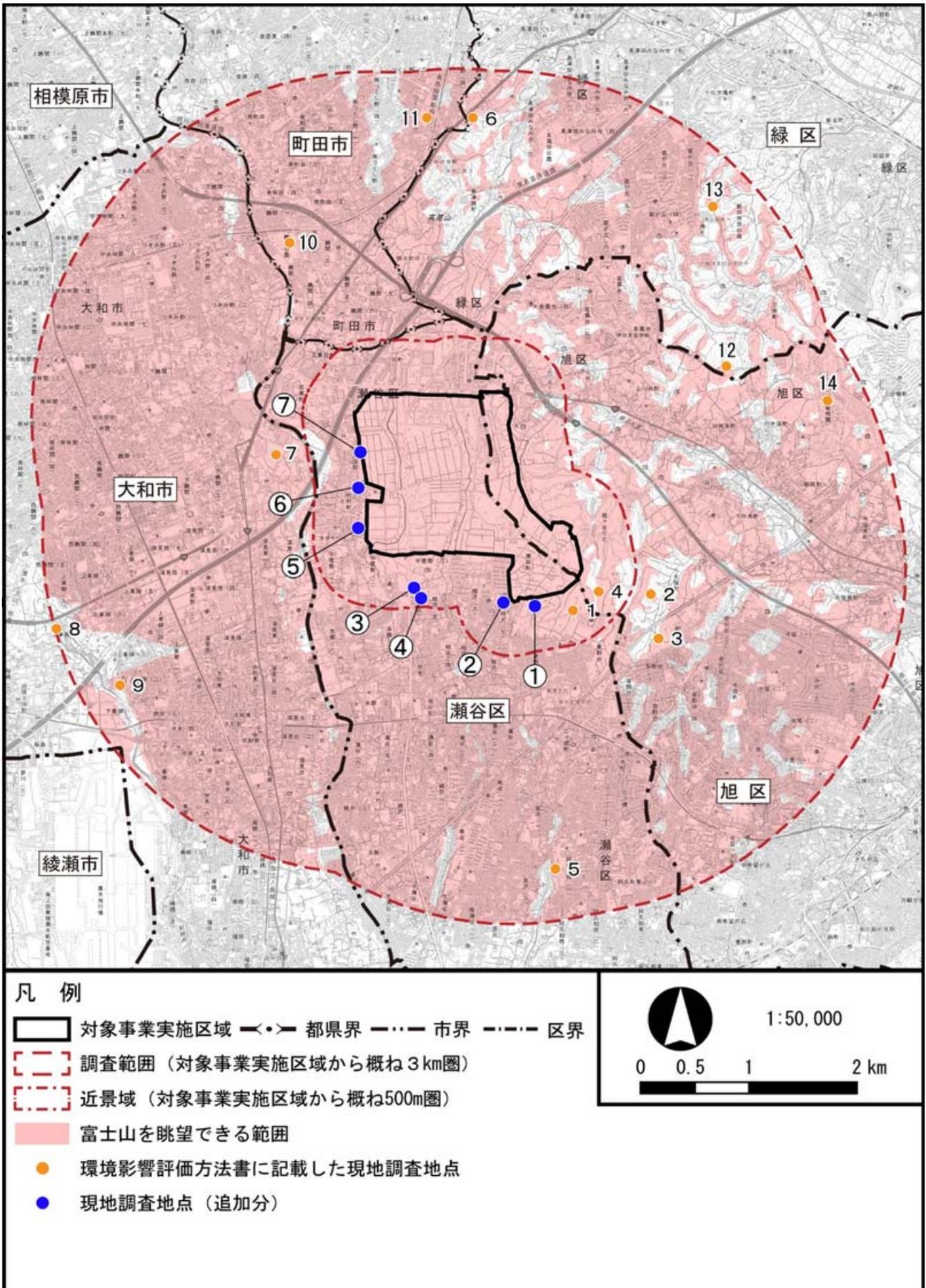


図 9.13-1(1) 現地調査地点 (主要な眺望景観)

## 9.13.2 調査及び評価の結果

### (1) 予測

#### ⑤ 予測結果

#### ウ. 主要な眺望景観の状況

##### g. No. 7 瀬谷区上瀬谷町

(P. 9.13-36 の後ろに記載します。新規の地点なので、全部が準備書から追加です。)

本地点は対象事業実施区域の西側の道路上に位置します。

本地点からは、写真 9.13-18(1) に示すように、正面に農道が東に向かって通っており、その左右に畑が広がっています。また農道の突き当りには海軍道路の桜並木、そして更にその奥には、対象事業実施区域内の樹木が眺望できます。なお、現況写真は 2021 年 10 月に撮影を行いました。海軍道路の桜並木が分かる様に加工を行っています。

敷地の存在時においては、写真 9.13-18(2) に示すように、本地点から視認できる範囲は、農業振興地区として改変します。そのほとんどが道路と擁壁になり、それ以外は、海軍道路の桜並木や奥の樹木が伐採され対象事業実施区域の東側の樹木を望む眺望景観となり、大きく変化するものと予測します。

また、海軍道路の拡幅整備に伴い現在の桜並木は伐採しますが、拡幅整備後、「海軍道路の桜並木に関する懇談会」(P. 2-59 参照)での検討状況を踏まえ、新たな街路樹が創出され、本地点から眺望できると予測します。

構造物の存在時においては、写真 9.13-18(3) に示すように、本地点からは区域内道路、調整池等の構造物は視認できませんが、敷地の存在時と同じく眺望景観が大きく変化するものと予測します。



写真 9.13-18(1) No. 7 瀬谷区上瀬谷町(現況:海軍道路の桜並木が分かる様に加工済)

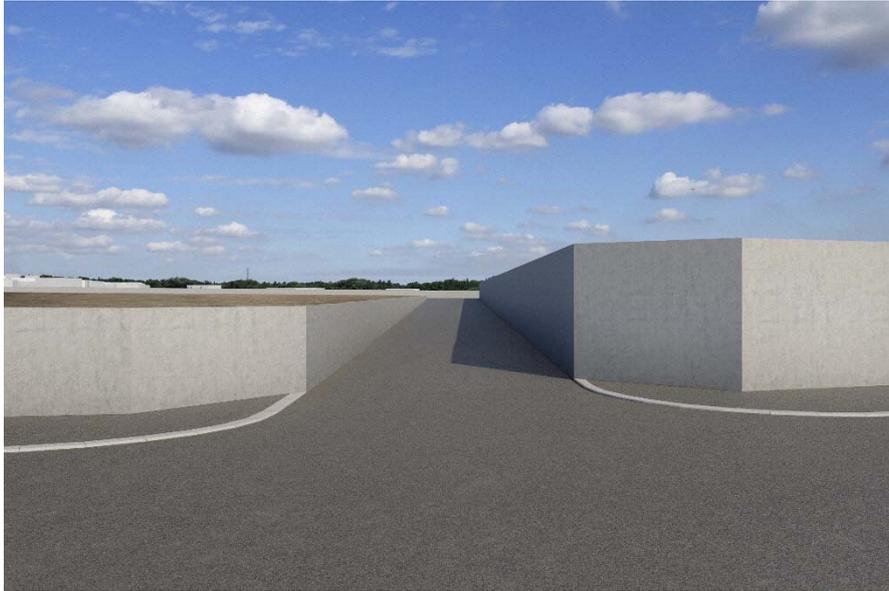


写真 9.13-18(2) No. 7 瀬谷区上瀬谷町 (敷地の存在)



写真 9.13-18(3) No. 7 瀬谷区上瀬谷町 (構造物の存在)

## (2) 環境保全措置の検討

### ① 環境保全措置の検討の状況 (P. 9. 13-48)

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避、低減又は代償することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9. 13-18 に示します。

表 9. 13-18 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の 適否	適否の理由
緑地等の保全に配慮した土地利用計画	適	農業振興地区、公益的施設用地等を適切に配置して緑地、農地の景観を保全することにより、景観への影響を低減できるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
緑地の創出	適	改変部分にできる限り緑地を創出し、緑化に当たっては周辺構成種を植栽することにより、景観への影響を軽減できるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
桜並木等の創出	適	消失する対象事業実施区域内の桜並木等（全長約 1.5km）の代償として、対象事業実施区域内の海軍道路（全長約 1.5km）や区域内道路（全長約 4.8km）に対して、新たな桜並木等を創出することにより、景観への影響を低減できるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
遠景の眺望に配慮した土地利用計画	適	丹沢山地や富士山が眺望できるように配慮した将来の土地利用計画を促し、景観への影響を軽減できるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

### ② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響 (P. 9. 13-48)

敷地の存在及び構造物の存在に伴う主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観及び囲繞景観への影響を低減させるため、表 9. 13-19 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.13-19 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在・構造物の存在	景観への影響	緑地及び地形の保全	緑地等の保全に配慮した土地利用計画	眺望景観、圍繞景観への影響の低減が見込まれます。	低減	事業者	なし	なし
				緑地の創出	眺望景観、圍繞景観への影響を代償できます。	代償	事業者	なし	なし
				桜並木等の創出*	眺望景観、圍繞景観への影響が代償できます。	代償	事業者	なし	なし
				遠景の眺望に配慮した土地利用計画	眺望景観、圍繞景観への影響の低減が見込まれます。	低減	事業者	なし	なし

※：海軍道路の桜並木については、第2章 2.3.7 (4) ③イ.海軍道路の桜並木の検討状況 (P.2-61) 参照。

### (3) 評価

#### ① 評価手法

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価 (P. 9.13-49)

景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより、評価を行いました。

#### ② 評価結果

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価 (P. 9.13-49)

眺望景観への影響の低減の適切な環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

## 59. 鎌倉古道の一部改変に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響について（継続）

準備書の審査において、「鎌倉古道 北コースについて、どこでどの程度影響があるという情報がない。」というご指摘を受け、評価書では次のとおり記載します。（準備書から変更する部分は、波線を引いた箇所になります。また、見出し番号、図番号、表番号、ページ数等は、準備書で使用したものを記載していますので、評価書では変わる可能性があります。）

### 9.14.1 調査結果の概要

#### (5) 調査結果

#### ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

##### オ. 鎌倉古道 北コース (P.9.14-11)

鎌倉古道 北コースの現況は、写真 9.14-5 に示すとおりです。

鎌倉古道 北コースとは、瀬谷区が配布を行っている「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」の中の一つで、全5コースが用意されています。

鎌倉古道 北コースは、相鉄本線の北側の鎌倉古道・上道（かみのみち）沿道にある神社仏閣や、瀬谷最大の農業地である上瀬谷農業専用地区、環状4号線（海軍道路）を巡る約7.5kmのハイキングコースです。

北コースに沿って歩いていくと、途中には神社仏閣以外にも、かつての川口製絲株式會社の正門跡、市名木・古木指定のケヤキ、瀬谷銀行跡等を見ることができます。

なお、北コースに含まれる上瀬谷農業専用地区を東西に横断する道路と、環状4号線（海軍道路）の一部（約600m）は、対象事業実施区域内となっています。

また、瀬谷区では瀬谷の魅力を知ってもらう取組として、ふるさと歴史さんぽ道ウォーキング事業を行っており、参加者にはガイドマップの配布や「ウォーキングせやまるグッズ」の記念品をプレゼントしています。平成29年度から令和元年度の参加者数（利用者数）の延べ人数は681人となっています。

### 9.14.2 予測及び評価の結果

#### (1) 予測

#### ④予測手法

##### ア. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度 (P.9.14-22)

都市計画対象事業の事業計画と主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置を重ね合わせて、予測地点が敷地の存在時、構造物の存在時において、どの程度改変するのかを把握することで、影響の程度を定性的に予測します。

##### イ. 利用性の変化の程度 (P.9.14-22)

工事用車両の運行における計画、及び関係車両の走行における計画から、予測地点の利用性（人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセス路）がどの程度変化するかを把握することで、影響の程度を定性的に予測します。

#### ウ. 快適性の変化の程度（P. 9. 14-22）

都市計画対象事業の事業計画と主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置を重ね合わせて、予測地点が敷地の存在時、構造物の存在時において、快適性（景観の変化等）がどの程度変化するかを把握することで、影響の程度を定性的に予測します。

### ⑤ 予測結果

#### イ. 予測結果

##### a. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度（P. 9. 14-27）

敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への改変の程度の予測結果は、表 9. 14-8 に示すとおりです。

海軍道路の桜並木と鎌倉古道 北コースに改変があると予測します。

表 9. 14-8 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度の予測結果

予測地点	改変の程度
鎌倉古道 北コース	鎌倉古道 北コースのうち、海軍道路の一部（約 600m）は対象事業実施区域に含まれ、海軍道路の一部の桜並木の消滅が考えられることから活動の場の改変が起こり、レクリエーション行動への影響が生じると予測します。一方、神社仏閣等が集まっている対象事業実施区域の南から西側部分のコースは、対象事業実施区域外のため、影響は生じないと予測します。

注：紙面の都合上、鎌倉古道 北コースのみ記載しました。

##### b. 利用性の変化の程度（P. 9. 14-28）

工事用車両の運行及び関係車両の走行による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への利用性の変化の程度の予測結果は、表 9. 14-9 に示すとおりです。

海軍道路の桜並木、鎌倉古道 北コース、武相国境・緑の森コース、及び瀬谷市民の森に利用性の変化があると予測します。

表 9.14-9 利用性の変化の程度の予測結果

予測地点	変更の程度
鎌倉古道 北コース	<p>鎌倉古道 北コースのうち、上瀬谷農業専用地区を東西に横断する道路と海軍道路の一部（約600m）は、対象事業実施区域に含まれているため、工事用車両及び関係車両が通行します。工事中は、上瀬谷農業専用地区を東西に横断する道路と海軍道路については、仮設道路を設ける可能性があることから、利用性の変化が起こり、レクリエーション行動への影響が生じると予測します。</p> <p>また、上瀬谷農業専用地区を東西に横断する道路は、現況は、歩道が整備されていませんが、将来、歩道が整備される計画です。</p> <p>一方、神社仏閣等が集まっている対象事業実施区域の南から西側部分のコースは、対象事業実施区域外のため、影響は生じないと予測します。</p>

注：紙面の都合上、鎌倉古道 北コースのみ記載しました。

c. 快適性の変化の程度（P. 9.14-29）

主要な人と自然との触れ合いの活動の場への快適性の変化の程度の予測結果は、表 9.14-10 に示すとおりです。

海軍道路の桜並木、鎌倉古道 北コース、瀬谷市民の森、及び上川井市民の森に快適性の変化があると予測します。

表 9.14-10 快適性の変化の程度の予測結果

予測地点	変更の程度
鎌倉古道 北コース	<p>鎌倉古道 北コースのうち、海軍道路の一部（約600m）は対象事業実施区域に含まれ、海軍道路の一部の桜並木の消滅が考えられることから快適性の変化が起こり、レクリエーション行動への影響が生じると予測します。</p> <p>一方、神社仏閣等が集まっている対象事業実施区域の南から西側部分のコースは、対象事業実施区域外のため、影響は生じないと予測します。</p>

注：紙面の都合上、鎌倉古道 北コースのみ記載しました。

(2) 環境保全措置の検討

①環境保全措置の検討の状況 (P. 9. 14-30)

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避、低減又は代償することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9. 14-11 に示します。

表 9. 14-11 環境保全措置の検討の状況 (人と自然との触れ合いの活動の場)

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
工事の内容等の早期周知	適	工事の内容、作業期間、アクセス路等について、可能な限り早期に周知することで、人と自然との触れ合いの活動の場を利用される方への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
桜並木等の創出	適	拡幅整備する海軍道路又は対象事業実施区域内の道路の沿道に新しい桜並木等の創出を行うことで、現在の海軍道路の桜並木の代償になることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
緑地の創出	適	対象事業実施区域の主に南東側に存在する市民の森との連続性や周辺からの眺望に配慮して、対象事業実施区域内には、できる限り緑地の創出をすることから適正な環境保全措置であると考えて採用します。
公共交通機関の利用促進	適	将来の土地利用者に、来場の際、公共交通機関の利用を促進する活動を促すことにより、関係車両の台数が減少し、人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
車両の効率的な利用促進	適	将来の土地利用者に、車での来場の際の相乗りや、物流など関係車両の効率的な運行管理等による車両の効率的な利用を促進する活動を促すことにより、走行台数の削減や、走行時間帯の集中抑制を図ることができ、人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響が低減できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
安全運転の啓蒙	適	工事車両や将来の土地利用者に関係車両へ安全な利用を促進する活動を行うことにより、人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響の低減が図れることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

②環境保全措置の実施主体、内容、高架の不確実性、他への影響 (P. 9. 14-30)

工用車両の運行、敷地の存在 (土地の改変)、構造物の存在、及び関係車両の走行に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減させるため、表 9. 14-12 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.14-12 環境保全措置の実施の内容（人と自然との触れ合いの活動の場）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
			内容	効果	区分			
工事の実施	運行 工事用車両の	利用性快適性への影響	交通安全	安全運転の啓蒙 交通に伴う安全への配慮を促すことにより、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事の内容等の早期周知 工事の内容等を可能な限り早期に周知することで、利用者への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変） 構造物の存在	利用性快適性への影響	桜の再生	桜並木等の創出* 新しい桜並木等を創出することで、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が代償されます。	代償	事業者	なし	なし
			緑地の確保	緑地の創出 市民の森との連続性や周辺からの眺望に配慮できます。	代償	事業者	なし	なし
	関係車両の走行	利用性快適性への影響	交通安全	公共交通機関の利便促進 人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利便促進 人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				安全運転の啓蒙 人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

※：海軍道路の桜並木については、第2章 2.3.7 (4) ③イ.海軍道路の桜並木の検討状況 (P.2-61) 参照。

### (3) 評価

#### ②評価結果

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価 (P. 9. 14-31)

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度については、瀬谷市民の森をはじめとする予測地点に対しては、都市計画対象事業による直接的な改変はありません。一方、都市計画対象事業により海軍道路の桜並木が消滅します。しかし拡幅整備された海軍道路又は対象事業実施区域内の道路の沿道に、新しい桜並木等を創出する計画としています。

利用性の変化の程度については、追分市民の森をはじめとする予測地点に対しては、工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。一方、工事中は、対象事業実施区域に含まれている上瀬谷農業専用地区を東西に横断する道路と海軍道路については、仮設道路を設ける可能性があります。そのため、工事の内容等を可能な限り早期に周知することとします。関係車両が走行するルートは、歩道等を整備する予定ですので、利用性の変化は小さいと考えられます。

快適性への変化の程度については、追分市民の森をはじめとする予測地点に対しては、予測地点からは対象事業実施区域を望むことができず、瀬谷市民の森、上川井市民の森は対象事業実施区域に隣接しますが、公益的施設用地として計画されているため、快適性の変化はない又は小さいと予測します。一方、海軍道路の桜並木が消滅しますが、代償措置として新しい桜並木等が創出される計画となっています。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

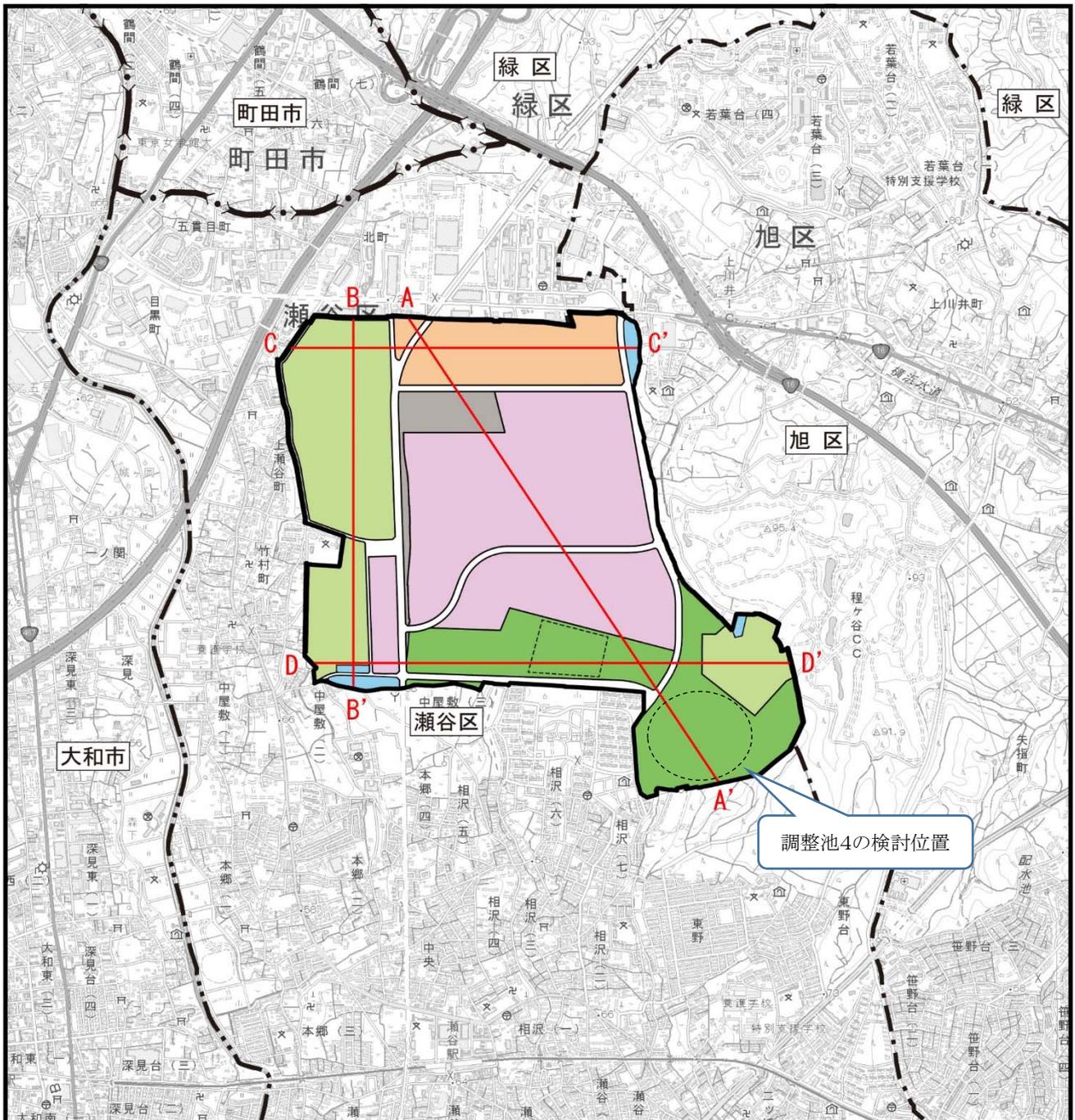
## 60. 盛土の高さについて

準備書に示した4つの断面(図60-1)での、現況における標高と敷地の存在時、構造物の存在時における造成面の標高を描いた断面図及び最大となる盛土厚、切土厚は図60-2に示すとおりです。

盛土を行うことによる流量、湧水及び水の濁りについては、以下のように考えています。敷地の存在時における河川流量の予測に用いた流出係数は「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引き」により、 $f=0.85$ としており、「流出雨水量の最大値を算出する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示」に示される造成裸地の $f=0.5$ よりも、安全を見込んで設定しています。したがって、盛土を行うことによる河川流量への影響が準備書で示した結果を超えるようなことはないと考えます。

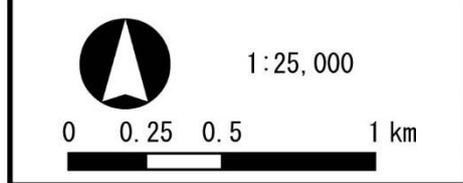
また、大門川流域については、湧水はなく、当該箇所の盛土による湧水への影響はないものと考えます。

造成工事中の雨水の排水による水の濁りへの影響については、国交省告示の造成裸地の区分の流出係数( $f=0.5$ )を設定しており、当該盛土に近い予測条件となっていることから、準備書における予測・評価結果に示すように、仮設調整池5, 6で濁りを除去することにより日常的な降雨時においては、環境基準を超えるようなSS濃度にはならないと考えています。



凡例

対象事業実施区域 
  都県界 
  市界 
  区界



- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 農業振興地区</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #DDA0DD; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 観光・賑わい地区</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #FFDAB9; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 物流地区</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 公益的施設用地（公園・防災等用地）</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #A9A9A9; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 交通施設用地</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 道路</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 調整池（地上式）</li> <li><span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 20px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 公益的施設内調整池（地下式）</li> <li><span style="border-bottom: 1px solid red; width: 20px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></span> 断面線位置</li> </ul> |
|--|--|

※調整池4：生息環境の創出に寄与する調整池（地上式）について公園整備事業等と調整を図りながら検討

図 60-1 断面図を作成した位置

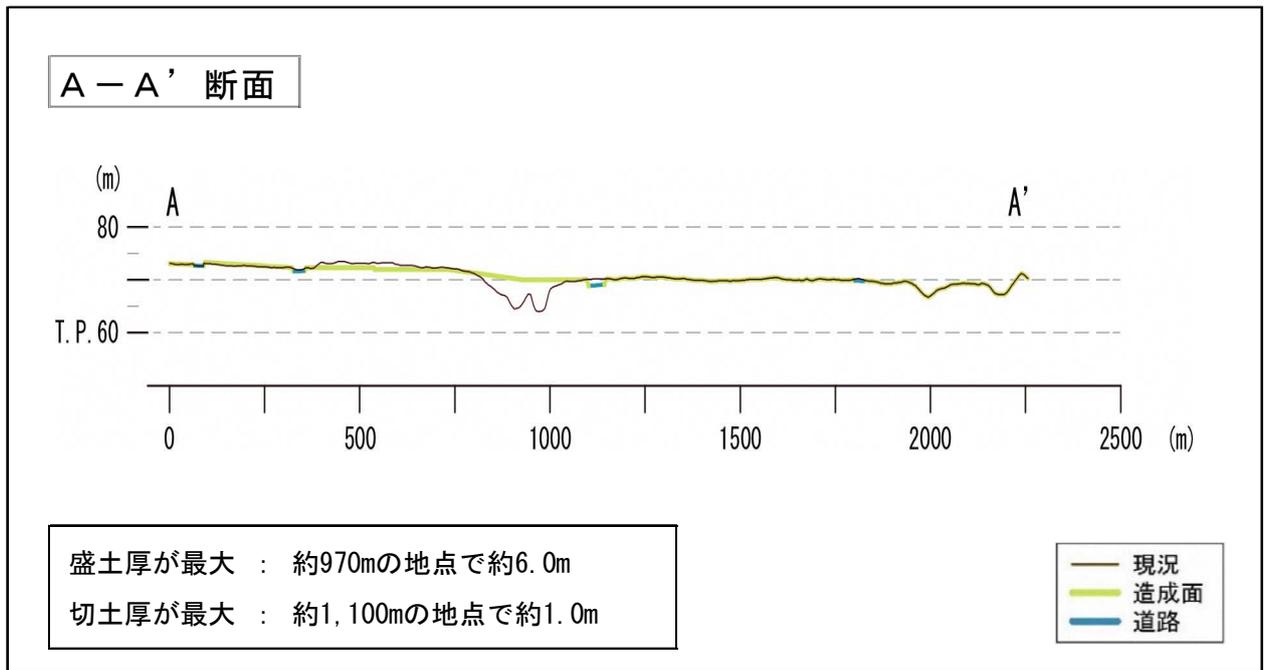


図 60-2(1) 模式断面図 (A - A' 断面)

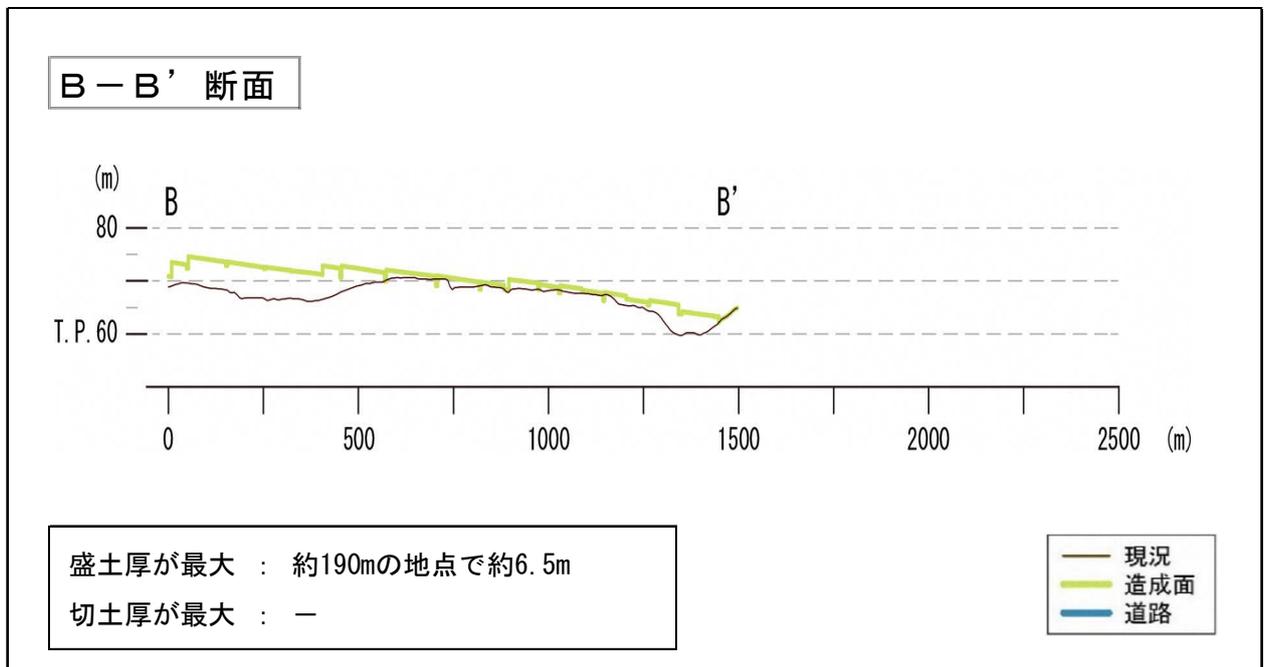


図 60-2(2) 模式断面図 (B - B' 断面)

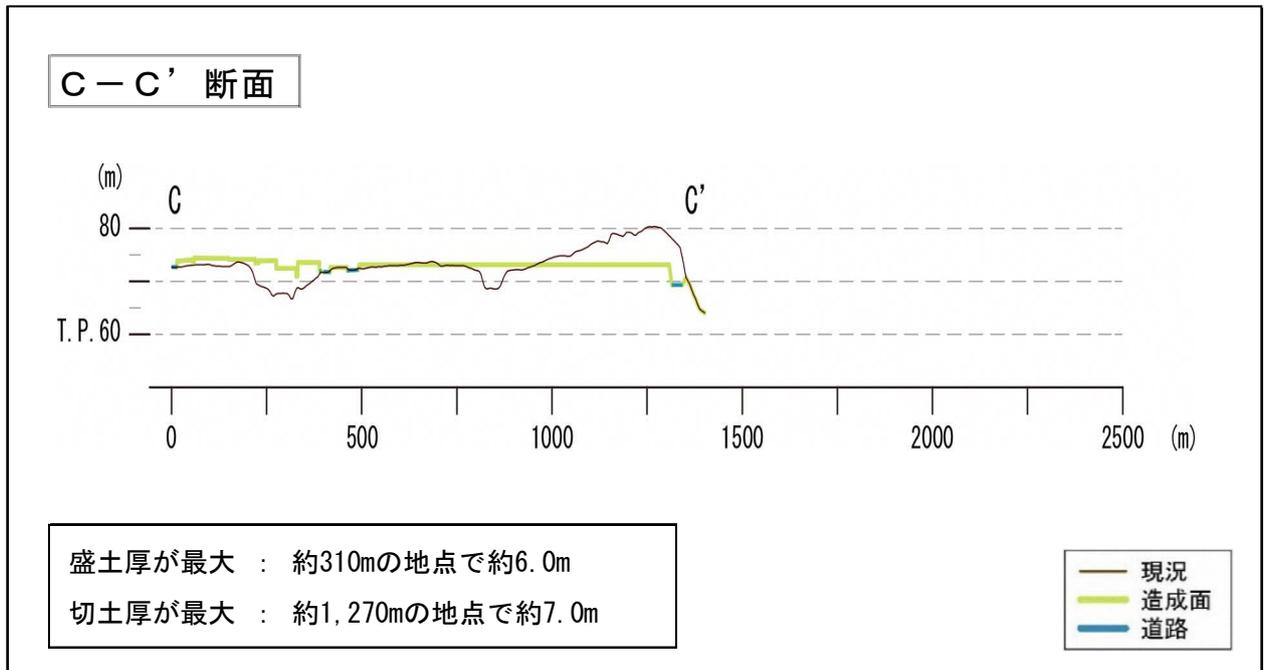


図 60-2(3) 模式断面図 (C - C' 断面)

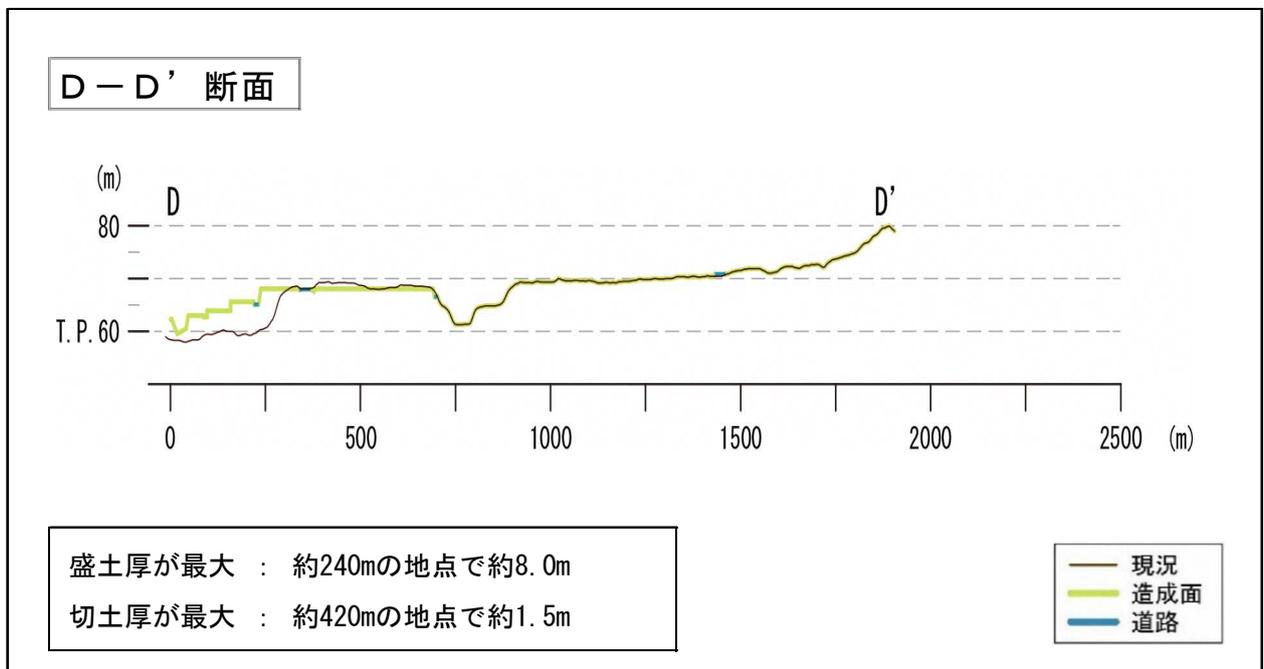


図 60-2(4) 模式断面図 (D - D' 断面)

## 61. 調整池 4 を地上式とした場合の影響について

調整池放流口における SS の濃度については、濁り成分の沈降時間に左右されますが、沈降時間は流入量に対する調整池の容量で決まります。また、河川の流量についても調整池からの最大放流量が放流先河川の許容放流量以下になるように、貯留容量が計画されているかどうかで影響予測をしています。

調整池 4 については、審査会でのご指摘も踏まえ、今後、公園整備事業等と調整を図りながら、地形や自然豊かな環境をいかし、動植物の生息環境の創出に寄与するような調整池を検討する中で、面積についても検討していきますが、容量に変化はないため、土地区画整理事業の実施による水の濁り及び河川の流量における予測評価が変わることはありません。

また、準備書でお示ししている「切土・盛土の状況」の図は、土地の造成に伴う切土・盛土を示したものになるため、調整池 4 が地上式となっても特に変更はありません。

なお、前回の審査会で公園整備事業から、「みどりの実践エリア」における公園整備と生態系の保全措置の両立のあり方は、「現在の湧水環境等に配慮した水辺空間」「生息環境の創出に寄与するような調整池」等を踏まえて具体的な施設配置計画の検討を行う旨、補足説明をさせていただいております。

## 62. 公益的施設用地における防災機能について

広域応援活動拠点とは、消防、警察、自衛隊などの応援部隊が被災地の近くで円滑に救助・救出活動を行うための活動拠点であり、部隊の指揮、資機材及び支援物質の集積、燃料の備蓄と補給、部隊の宿営のスペースが求められます。

土地区画整理事業は、土地の造成及び公共施設の整備を行うものです。本事業によって、対象事業実施区域全域を改変することとなるため、動植物・生態系への代償措置として、公益的施設用地内に保全対象種の生息環境を新たに創出していきます。

この生息環境以外で、広域応援活動拠点としての機能が位置付けられるよう、関係部署に引き継いでいきます。